

鳥取縣公報

昭和二十六年四月十三日
第二千二百号
金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第六十五号

昭和二十六年一月鳥取縣告示第三十七号をもつて告示した次の土地に対する保安林解除申請受理を取消する。

昭和二十六年四月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

所	在	地	番	地目	面積	編入面積	保安林種	所有者住所氏名
郡	一町村	大字	一字	地	番	町	保安林種	郡一町村一氏名

東伯	矢送	関金宿	鎌倉	二、二六八ノ一	保安林	町	土砂扨	東伯
						六六〇〇	止保安林	矢送
						三〇〇〇		矢送村

◇鳥取縣告示第六十九号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により氣高郡明治村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年四月十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

昭和二十六年四月十五日より

同 年四月十九日まで

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和二十六年四月十三日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可